

(別紙 3－18 めろ類 (南極海洋生物資源保存条約海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 めろ類 (南極海洋生物資源保存条約海域)

水産資源の定義 めろ類 (まじえらんあいなめ及びらいぎょだまし) のうち、南極の海洋生物資源に関する条約第 1 条に規定する地域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (以下この別紙において「CCAMLR」という。) の合意等に従い、資源の合理的な利用を含む保存を確保できる資源水準の値とする。

第 3 漁獲シナリオ

CCAMLR で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

CCAMLR で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第 1 項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。